

## 八代市公害防止条例施行規則

平成17年8月1日

規則第140号

(趣旨)

第1条 この規則は、八代市公害防止条例(平成17年八代市条例第208号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定施設及び指定建設作業)

第3条 条例第6条第1項の指定施設及び指定建設作業は、別表第1に定めるとおりとする。

(規制基準)

第4条 条例第6条第1項の規制基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(ばい煙に係る指定施設の設置等の届出)

第5条 ばい煙に係る指定施設についての条例第8条、第9条又は第10条の規定による届出は、様式第1号による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、次の事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) ばい煙の量及び濃度
- (2) ばい煙の排出の方法
- (3) ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所
- (4) ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
- (5) 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合はその場所

(粉じんに係る指定施設の設置等の届出)

第6条 粉じんに係る指定施設についての条例第8条、第9条又は第10条の規定による届出は、様式第2号による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、次の事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 粉じん発生施設の配置図
- (2) 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- (3) 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

(汚水に係る指定施設の設置等の届出)

第7条 汚水に係る指定施設についての条例第8条、第9条又は第10条の規定によ

る届出は、様式第3号による届出書によってしなければならない。

2 汚水に係る指定施設について、条例第8条第7号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 排出水の汚染状態及び量

(2) 用水及び排水の系統

(騒音に係る指定施設の設置等の届出)

第8条 騒音に係る指定施設についての条例第8条又は第9条の規定による届出は、様式第4号による届出書によってしなければならない。

2 騒音に係る指定施設について、条例第8条第7号の規則で定めるものは、指定施設の種類ごとの数とする。

3 第1項の届出書には、工場等及びその付近の見取図を添付しなければならない。

(騒音に係る指定施設の数等の変更の届出)

第9条 騒音に係る指定施設についての条例第10条の規定による届出は、前条第2項に掲げる指定施設の種類ごとの数の変更の届出にあつては様式第5号、条例第8条第5号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第6号による届出書によってしなければならない。

2 騒音に係る指定施設の種類ごとの数の変更及び騒音の防止の方法の変更のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、届出を要しないものとする。

(1) 指定施設の種類ごとの数を減少する場合

(2) 指定施設の種類ごとの数の増加が2倍以内の場合

(3) 騒音の防止方法の変更で、騒音の増加を伴わない場合

(原材料及び使用薬品の届出)

第10条 物の製造又は加工をする工場等に係る条例第8条、第9条又は第10条の届出には第5条から第7条までに定めるもののほか、次の事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 原材料名及び原材料別1日使用量

(2) 物の製造又は加工に係る使用薬品名、薬品別1日使用量、通常の貯蔵量、貯蔵方法、市内における運搬方法及び運搬経路

(指定施設の設置等に係る受理書)

第11条 市長は、条例第8条、第9条又は第10条の規定による届出を受理したときは、様式第7号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名変更等の届出)

第12条 条例第13条の規定による届出は、条例第8条第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第8号、施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第9号による届出書によってしなければならない。

(承継の届出)

第13条 条例第14条第3項の規定による届出は、様式第10号による届出書によってしなければならない。

(条例第15条第3項の規則で定める施設及び期間)

第14条 条例第15条第3項の規則で定める施設及び期間は、別表第3に掲げるとおりとする。

(指定物質)

第15条 条例第16条第1項の規則で定める物質は、別表第4に掲げる物質とする。

(事故及び復旧の届出)

第16条 条例第16条第1項の規定による届出は、様式第11号により、同条第2項の規定による届出は、様式第12号による届出書によってしなければならない。ただし、緊急に届出を要すると認められる事故については、あらかじめ口頭(電話及び電報を含む。)により届け出なければならない。

(特定施設)

第17条 条例第18条第1項の規則で定める施設は、別表第5に掲げる施設とする。

(法定施設及び特定施設の届出)

第18条 条例第18条の規定による法定施設の届出は、第5条から第9条まで、第12条及び第13条のそれぞれに相当する様式による届出書によってしなければならない。

2 第10条の規定は、前項の届出について準用する。

3 条例第18条の規定による特定施設の設置、経過措置及び構造等変更の届出は、様式第13号による届出書によってしなければならない。なお、氏名変更等の届出は様式第8号又は様式第9号、承継の届出は様式第10号による届出書によってしなければならない。

4 特定施設のうち、法定施設又は指定施設として届出をしなければならないものは、特定施設としての届出を要しないものとする。

5 条例第18条の規定による届出(氏名変更等の届出及び承継の届出を除く。)を受

理したときの受理書の交付については、第11条の規定を準用する。

(指定建設作業実施の届出)

第19条 条例第20条の規定による届出は、様式第14号による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出には、指定建設作業を伴う建設工事の工程概要及び指定建設作業の工程を記載した書類を添付しなければならない。

(届出書の提出部数)

第20条 条例の規定による届出書の提出部数は、1部とする。

(立入検査の身分証明書)

第21条 条例第26条第2項の証明書は、様式第15号のとおりとする。

(調査請求)

第22条 条例第27条の規定による調査の請求は、様式第16号による調査請求書によってしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八代市公害防止条例施行規則(昭和47年八代市規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第3条関係）

1 粉じん発生施設

区分	施設	規模
1	チップ又はのこくずの堆積場	面積が330平方メートル以上であること。
2	土石の天日乾燥場	面積が330平方メートル以上であること。
3	サイロ又は密閉貯蔵施設（鉱物、土石、セメント、チップ又はのこくずの用に供するものに限る。）	鉱物、土石、セメント、チップにあっては貯蔵容量が30立方メートル以上。のこくずにあっては貯蔵容量が5立方メートル以上であること。
4	風送施設（鉱物、土石セメント又はチップの用に供するものに限る。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。
5	包装施設（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る。）	包装能力が時間当たり20トン以上であること。
6	動力打綿機及び動力混打綿機	

2 汚水に係る施設

- 1 自動車整備業の用に供する車両洗浄施設であって、次に掲げるもの
  - ア 蒸気洗浄施設
  - イ 加圧洗浄施設
- 2 石油の用に供するドラム缶洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設を除く。）
- 3 用水の浄化に供する施設であって、次に掲げるもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第64号の2に掲げる施設を除く。）
  - ア 凝集沈殿施設
  - イ 急速ろ過施設

別表第2(第4条関係)

1 粉じん発生施設に係る規制基準(管理基準)

区分	施設	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	チップ又はのこくず堆積場	<p>粉じんが飛散するおそれのあるチップ又はのこくずを堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	土石の天日乾燥場	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 防じんカバーの用意が行われていること。</p> <p>(3) 塀の設置又は植樹等がなされていること。</p> <p>(4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	サイロ又は密閉貯蔵施設 風送施設 包装施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

4	動力打綿機及び動力混打綿機	<p>粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 作業中は、戸、窓を密閉すること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
---	---------------	---

2 汚水に係る規制基準

(1) 有害物質による排水の汚染状態に係る規制基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.1mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
りん 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/l
六価クロム化合物	六価クロム0.5mg/l
ひ 砒素及びその化合物	ひ 砒素0.1mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003mg/l
トリクロロエチレン	0.3mg/l
テトラクロロエチレン	0.1mg/l

備考

- この表の許容限度は、排水基準を定める省令に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に基づき検定した場合における検出値による。
- 「検出されないこと。」とは、前項の検定方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることを

いう。

(2) その他の排出水の汚染状態に係る規制基準

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下。海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160mg/1(日間平均120mg/1)
化学的酸素要求量	160mg/1(日間平均120mg/1)
浮遊物質	200mg/1(日間平均150mg/1)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/1
フェノール類含有量	5 mg/1
銅含有量	3 mg/1
亜鉛含有量	5 mg/1
溶解性鉄含有量	10mg/1
溶解性マンガン含有量	10mg/1
クロム含有量	2 mg/1
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>

備考

- 1 前号の表の備考中第1項の規定は、この表に掲げる許容限度について準用する。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 この表は、別表第1の2汚水に係る施設(以下「指定施設の表」という。)に定める施設ごとに次の各号に定める排出水の量を排出する工場又は事業場に係る排出水について適用する。
  - (1) 指定施設の表中第1項及び第2項の施設に係るものについては、1日当たりの平均的な排出水の量が5立方メートル以上
  - (2) 指定施設の表中第3項の施設に係るものについては、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上



別表第3(第14条関係)

区分	施設	期間
1	別表第1の2の3に掲げる施設	1年間

別表第4(第15条関係)

区分	物質	区分	物質	区分	物質
1	アンモニア	13	塩素	25	臭素
2	弗化水素	14	二硫化炭素	26	ニッケルカルボニル
3	シアン化水素	15	ベンゼン	27	五塩化磷
4	一酸化炭素	16	ピリジン	28	メルカプタン
5	ホルムアルデヒド	17	フェノール	29	水銀及びその化合物
6	メタノール	18	硫酸(三酸化いおうを含む。)	30	カドミウム及びその化合物
7	硫化水素	19	弗化珪素	31	クロム及びその化合物
8	磷化水素	20	ホスゲン	32	砒素及びその化合物
9	塩化水素	21	二酸化セレン	33	か性ソーダ
10	二酸化窒素	22	クロルスルホン酸	34	か性カリ
11	アクロレイン	23	黄磷	35	酢酸
12	二酸化いおう	24	三塩化磷	36	硝酸

別表第5(第17条関係)

1 貯蔵施設

塩素、二硫化炭素、ホルマリン、臭化メチル、か性ソーダ、か性カリ、酢酸、塩酸、硫酸、硝酸、木材薬品処理液の貯蔵施設で容量が1立方メートル以上のもの

2 指定物質を使用又は発生する施設

ア 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設

イ レーヨン及びセロファン製造の用に供するパルプの硫溶施設

ウ 硫酸バンド製造の用に供する硫酸反応施設